最終更新日：2021年4月22日

株式会社シーイーシー
代表取締役社長　大石　仁史
問合せ先：管理本部総務部　03-5789-2441
証券コード：9692
https://www.cec-ltd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と効率性の向上に加え、企業倫理の徹底がコーポレート・ガバナンスの基本と考え、「企業行動指針」および「社員行動基準」に定めた以下の方針に基づいて、企業経営にあたっております。
・法令および当社の規程等を遵守し社会的良識を持って行動する。
・常に公正、透明、自由な競争を意識し、適正な取引を行う。
・迅速な意思決定と俊敏な行動により、経営の効率化を図り収益性を高め、株主、取引先、パートナー企業の信頼に応えるとともに、会社の継続的な成長と発展を目指す。
体制につきましては、監査役制度を採用しております。取締役会と監査役および監査役会によって、取締役の職務執行の監督および監査を行っております。また、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にするとともに、取締役会の意思決定を業務執行に迅速かつ的確に反映し、経営の効率化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－１０①．任意の諮問委員会の設置】
役員候補者の指名については、「原則３－１（ⅳ）」に記載のとおりです。
また、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会にて決議された取締役個人別報酬の決定方針に基づき、取締役会にて一任された代表取締役が、当社の業績および担当事業における成果等を総合的に勘案し、協議により決定しており、任意の諮問機関はございませんが現行の仕組みで適切に機能していると考えております。今後、必要に応じて任意の諮問機関の検討を進めてまいります。
なお、取締役個人別報酬の決定方針は当報告書「原則３－１（ⅲ）」に記載の通りです。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役は国籍や性別にとらわれることなく選任することとし、取締役会は当社の事業分野に精通した社内取締役と、豊富な経験と知見を有し、第三者目線で経営を監督することができる社外取締役の組み合わせで構成しており、男性のみで構成されているものの、知識・経験・能力面において多様性を備えた体制となっております。現在の取締役の人数は９名であり、取締役会においては、監査役３名を含め、弁護士・公認会計士といった高度な専門的知見を有する者を交え、建設的な議論と意見交換がなされており、適切な規模であると考えます。
また、取締役の選任に関する方針・手続きについては、「原則３－１（ⅳ）」に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．政策保有株式】
当社は、政策保有株式について投資先企業との取引関係の強化等を目的とし、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に株式を保有する方針です。政策保有株式について、毎年取締役会で保有目的の適切性や保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを取締役会にて検証しております。その上で、継続して保有する必要がないと判断した株式は売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めてまいります。政策保有株式の議決権については、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しつつ、企業価値の向上や社会的不祥事等重大な懸念事項の有無等を総合的に判断しております。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、役員と取引を行う場合、取締役会の承認を要する旨を社内規程に定めております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合、取引の重要性や性質に応じて必要な承認手続を定めており、他の一般的取引と同等の条件で取引を実施しております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとして機能発揮】
当社グループは、規約型の確定給付企業年金を導入しております。年金資産の運用につきましては、従業員の年金給付等を将来にわたり確実に行うことを目的としており、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定し、社外の資産管理運用機関に委託しております。
また、年金資産の運用状況を四半期に一度モニタリングし、必要に応じて策定済みの資産構成割合を見直す運用としています。なお、運用機関に対しては、人事、経理部門長等の適切な資質をもった人材が運用状況を確認し、今後の運用について提議する体制をとっています。

【原則３－１．情報開示の充実】
（ⅰ）当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、主体的な情報発信を行っております。また、年2回の決算説明会などにおいても積極的に説明しております。
（経営理念）
当社ホームページにおいて開示しております企業理念をご参照ください。
https://www.cec-ltd.co.jp/corporate/policy.html
（経営戦略・経営計画）
当社ホームページにおいて開示しております中期経営計画をご参照ください。
https://www.cec-ltd.co.jp/ir/aboutus/manegement_plan.html
（ⅱ）「1．基本的な考え方」および当社ホームページに記載のとおりです。
https://www.cec-ltd.co.jp/esg/governance.html
（ⅲ）取締役の報酬は、基本報酬と株式報酬型ストックオプションで構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて

決議された取締役個人別報酬の決定方針に基づき、取締役会にて一任された代表取締役が、当社の業績および担当事業における成果等を総合的に勘案し、協議により、決定しております。
なお、取締役個人別報酬の決定方針は以下の通りです。
■取締役個人別報酬の決定方針
各取締役の報酬の構成は、基本報酬（固定報酬）、株式報酬型ストック・オプションであり、業績連動報酬は採用しておりません。株式報酬型ストック・オプションについては、取締役の個人別の基本報酬額（月額）をその基準とし、基本報酬額及び株主総会で決議された限度額の範囲内において、決定しております。なお、基本報酬（固定報酬）は在任中に定期的に支払い、また、株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる制度として採用しており、在任中にストック・オプションとして新株予約権を割り当て、退任後に当該新株予約権を行使することとしております。
株式報酬型ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定いたします。
各取締役個人の基本報酬額および株式報酬型ストック・オプションの付与数については、取締役会にて一任された代表取締役会長および代表取締役社長が、当社の業績および担当事業における成果等を総合的に勘案し、協議により決定いたします。
（iv）取締役候補の指名については、取締役会規則に基づいた資格要件に加え、知識、経験、能力や実績等を総合的に勘案したうえで、代表取締役が候補者を提案し、社外取締役、監査役を含めた取締役会にて決定しております。また、取締役の解任については、同規則が定める解任基準に則った方針と手続で解任手続を進めます。
監査役候補者については、監査役会の同意を得たうえで、財務・会計知識や経験が豊富で当社監査役としてふさわしい人物を取締役会に付議しております。
（ｖ）取締役候補者については、株主総会招集通知に個人別の略歴及び選任理由を記載しております。
https://www.cec-ltd.co.jp/ir/shareholder_meeting.html

【補充原則４－１①．経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会は、法令、定款および取締役会規則に定められた重要事項の意思決定を行っております。また、経営陣の業務執行範囲やその権限は、社内規程で明確にしております。

【原則４－９．独立社外取締役にかかる独立性判断基準及び資質】
会社法における社外取締役要件および証券取引所が定める独立性基準に従って独立社外取締役を選任しております。
独立社外取締役には、当社の経営面における助言・監督機能を期待しており、その役割を担うに相応しい人格および専門的知識、経験を有しているかを総合的に検討しております。

【補充原則４－１１①．取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役会は、当社の事業分野に精通した社内取締役と、豊富な経験と知見を有し、第三者目線で経営を監督することができる社外取締役の組み合わせで構成しており、知識・経験・能力面において多様性を備えた体制となっております。
現在の取締役の人数は9名であり、取締役会においては監査役3名を含め、建設的な議論と意見交換がなされており、適切な規模であると考えます。
また、取締役の選任に関する方針・手続きについては、「原則３－１（iv）」に記載のとおりです。

【補充原則４－１１②．取締役における、他の上場会社の役員の兼任状況】
取締役・監査役（社外含む）の取締役会（監査役は監査役会を含む）出席率は高く、兼任数は合理的な範囲内であると考えております。
また、取締役および監査役の他の上場会社役員兼任状況は定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則４－１１③．取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】
第52期より、外部機関（第三者）を活用し、取締役・監査役（社外役員を含む）を対象とした、取締役会実効性評価に関するアンケートの実施をしており、第53期においても継続いたしました。
当該アンケートの結果、おおむね実効性は確保できていることを確認しております。なお、前回アンケートにおいて課題となった、取締役会の審議事項に関し、より早期の情報提供・資料送付や、取締役自身の教育、トレーニング機会の強化等につき改善が認められ、さらなる実効性の向上のため、今後も継続・強化をしていく必要があると認識いたしました。一方で、今後の課題として、取締役会の資料において必要な情報を抽出し、焦点を絞って議論することや、ESG・SDGsへの取り組みについての議論等が必要である旨の意見が確認され、取締役会でその意見につき、共有をいたしました。
今後当社の取締役会では、アンケート結果を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の実効性を一層高めるため、改善を進めてまいります。

【補充原則４－１４②．取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役および監査役に対し、各々に求められている役割や職責を果たしてもらうべく、社内研修、外部セミナーならびに勉強会等への参加を奨励しております。
なお、セミナーや研修に要する費用は、当社規程に基づき当社で負担しております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR担当取締役を選任しております。また、IR担当部署は企画部が担っており、経理部・総務部が補助する体制となっております。なお、例年機関投資家・アナリスト等向けの決算説明会を半期に1回開催するとともに、個別面談やスモールミーティング等を実施しております。決算および決算説明会資料に関しては、ホームページ上に公開しております。
URL：https://www.cec-ltd.co.jp/ir/
なお、新型コロナの影響を考慮し、2020年１月期期末決算説明会については開催中止としたほか、2021年中間決算および期末決算説明会については会場開催に代えて決算説明動画を配信しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ミツイワ株式会社	4,447,200	11.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,067,000	10.81

富士通株式会社	3,360,000	8.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,896,800	5.04
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,720,000	4.57
シーイーシー従業員持株会	1,296,700	3.44
岩﨑宏達	1,126,400	2.99
日本フォーサイト電子株式会社	930,960	2.47
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	404,000	1.07
日本生命保険相互会社	400,200	1.06

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中山 眞	他の会社の出身者											
大塚 政彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 眞	○	元株式会社安川電機代表取締役会長	中山眞氏は、大手電機メーカーの役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
大塚 政彦	○	元日産自動車株式会社グループ子会社社長	大塚政彦氏は、大手自動車メーカー系列企業の役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社法監査および金融商品取引法監査についての監査契約をPwCあらた有限責任監査法人と締結しております。監査役とPwCあらた有限責任監査法人とは、事前会計監査打合せ（四半期・期末決算毎）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例化して実施しております。また、監査役は内部監査部門の責任者である監査部長に監査役会への出席を求め、業務監査の実施状況について報告を受けているほか、必要に応じて監査部等の要員の補助を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲谷 栄一郎	弁護士													
谷口 勝則	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲谷 栄一郎	○	弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー	仲谷栄一郎氏は、弁護士としての専門的知識、経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

谷口 勝則	○	公認会計士	谷口勝則氏は、公認会計士としての専門的知識、経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、取締役は年額70,000千円、監査役は年額5,000千円、計2,000個（1個あたり100株）を上限に付与いたします。（2021年4月21日開催の第53回定時株主総会において決議）
2020年度は、取締役7名に対して216個、監査役1名に対して10個、計226個付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明

2012年4月18日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって廃止した役員退職慰労金に代わる報酬制度として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、その目的は、取締役および監査役に対する報酬等の一部をストック・オプションとして新株予約権を割り当てることで、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する役員の経営責任を明確にすることであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の総額を開示するとともに、報酬が1億円以上の取締役については個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当報告書「1-1．基本的な考え方の［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］原則3－1（iii）」に記載のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役または社外監査役の職務を補助する専任の要員は配置しておりませんが、社外監査役を含む監査役がその職務を補助すべき要員を求めた場合には、必要に応じて内部監査部門等の要員にて対応できる体制となっております。
また、取締役会・経営会議の審議に関して、重要度の高い事案・情報がある場合、社外取締役および社外監査役に対して、取締役会・経営会議に先立ち、早期に資料を配布することで、審議時間を十分に確保、経営監視機能の強化に努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・取締役会の構成／活動状況
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む計9名で構成されており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する機関と位置づけております。
なお、取締役の報酬につきましては、当報告書「Ⅰ－1［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］の原則3－1（iii）」に記載の通りで

あります。取締役の指名につきましては、当報告書「Ⅰ－1 [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] の原則3－1 (ⅳ) に記載の通りであります。
2021年1月期におきましては、取締役会を計16回開催しており、各役員の出席状況は以下のとおりであります。
＜取締役＞
岩﨑宏達 (16回中13回出席)
大石仁史 (16回中16回出席)
立石博 (16回中16回出席)
河野十四郎 (16回中16回出席)
玉野正人 (16回中16回出席)
藤原学 (16回中16回出席)
姫野貴 (13回中12回出席) ※2020年4月就任以降
中山眞 (16回中16回出席)
大塚政彦 (16回中15回出席)
＜監査役＞
小田恭裕 (16回中16回出席)
仲谷栄一郎 (16回中15回出席)
谷口勝則 (16回中16回出席)

・経営会議の構成／活動状況
経営に関する重要な事項を審議する場として、取締役社長および執行役員の計9名で構成される経営会議があり、実務的な検討を行っております。当社の経営会議では、業務執行における監督機能強化のため、社外取締役2名および社外監査役を含む監査役3名も臨席をしております。
2021年1月期におきましては、計11回開催しております。なお、社外役員を含む全体の出席率としましては、93.1%であります。

・監査役会の構成／活動状況等
当社では監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名によって構成されております。内部監査・会計監査の状況につきましては、当報告書「Ⅱ－1 [監査役関係] のうち、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりです。
2021年1月期におきましては、監査役会を計13回開催しており、各監査役の出席状況は以下の通りとなります。
小田恭裕 (13回中13回出席)
仲谷栄一郎 (13回中13回出席)
谷口勝則 (13回中13回出席)

・責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む計3名で構成されており、各監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、定期的に開催する内部監査部門や会計監査人との会議などを通じて、経営判断のプロセスに関する正確な情報を適時に入手することができる体制であります。また、当社は、取締役の監督機能および経営体制の強化を図るため、社外取締役を2名選任しており、経営の透明性や健全性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の21日前に書面にて発送しております。 また、株主総会開催日の28日前に自社ホームページにて公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、毎年月末の集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームの導入を行っており、議決権電子行使のための環境を整備しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算発表後、証券アナリスト・新聞記者等を対象に取締役社長による決算内容および今後の見通し等に関する説明会を開催しております。 なお、新型コロナの影響を考慮し、2020年1月期期末決算説明会については開催中止としたほか、2021年中間決算および期末決算説明会については会場開催に代えて決算説明動画を配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、企画部が主管しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シーイーシーグループ企業行動指針」において、顧客、株主、取引先、従業員に対して、以下の通り、定めております。 ・お客様第一主義に徹し、常に誠実かつ節度ある態度で行動し、お客様の満足と信頼を獲得するよう努めます。 ・お客様に満足いただける商品やサービスを高品質（Quality）・適正価格（Cost）・納期厳守（Delivery）・高生産性（Speed）で提供します。 ・新しい技術の開拓と不断の技術力の向上を図ることにより、お客様に満足いただける製品やサービスを最良の技術で提供します。 ・商品やサービスの提供に当たっては、常に公正、透明、自由な競争を意識し、適正な取引を行います。 ・従業員の個性と人格を尊重し、一人ひとりがその個性と能力に応じてフルに力を発揮することができる職場環境を醸成します。また、従業員のゆとりと豊かさを実現でき、働く喜びと生き甲斐が持てる社風を作ります。 ・迅速な意思決定と俊敏な行動により、経営の効率化を図り収益性を高めて、株主、取引先、パートナー企業の信頼に応えるとともに、会社の持続的な成長と発展を目指します。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	⑴ 環境保全活動 当社は、環境方針を制定し、自社ホームページに開示をしております。 また、環境省が推進している地球温暖化対策運動「COOL　CHOICE」に賛同をし、当社独自のマネジメントシステムを策定の上、使用電力の削減やクールビズ対応等、環境保全活動を実施しております。 ⑵ ＣＳＲ活動 総務部を中心にＣＳＲに関する課題について活動計画を策定し推進しております。 なお、環境保全活動およびCSR活動については、自社ホームページにて「ESGへの取り組み」として具体的な内容を開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方
当社の内部統制システムは、事業経営の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、かつ事業経営に係る法令の遵守を促すことを目的とし、事業の性質や当社の規模･特質を踏まえて構築すべきものと考えております。

2．内部統制システムの整備状況
(1) コンプライアンス体制の整備状況
1) 企業行動指針を制定し企業活動の根本理念を明確にするとともに、従業員向けには社員行動基準を定め、日常的な行動の際の根拠としております。
2) コンプライアンスに関する教材を作成し、各部署の責任において社員教育を展開しております。また、監査部は各部署の日常的な活動状況の監査を実施しております。
3) 内部通報制度に基づく相談窓口を設け、電子メールにより自由に投稿できる仕組みを構築しております。
4) 監査役および監査部は、日ごろから連携して、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査しております。
5) 従業員の法令･定款違反行為に対しては、賞罰委員会において処分を決定します。

(2) リスク管理体制の整備状況
リスク管理を体系的に実施するためリスク管理規程を制定するとともに、個々のリスクに対応する所管部署等で継続的に監視します。また、経営会議にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報管理と緊急体制の構築を行います。

(3) 情報管理体制の整備状況
1) 文書管理規程に基づき、会社の重要文書を定め、関連資料とともに保存しております。
2) 情報管理規程を定め、情報セキュリティの確保と適切な情報開示を行っております。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況
1) グループ企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保っています。
2) 子会社ごとに、当社の取締役から責任担当を定め、事業の総括的な管理を行っています。
3) 子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に従い、子会社経営の管理を行っています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループ企業行動指針において、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求は拒絶し、資金提供を行わないことを定めております。
また、警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努め、社内教育等により周知徹底を図るとともに、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行い、契約書への排除条項の設置を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点においては、該当する施策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
重要な経営情報の適時開示については、経営会議および取締役会における審議・決定を経て、東京証券取引所、自社ホームページ等を通じて行っております。また、公表前の重要事実に関する情報の取り扱いについては、「インサイダー取引防止規程」を定め、適切な情報管理に努めております。

模式図

